

令和3年度文京区監査基本計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）、文京区監査委員条例（昭和39年3月条例第1号）及び文京区監査基準に基づき、令和3年度における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を以下のとおり実施するものとする。

1 区政を取り巻く状況と監査

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は依然として厳しい状況にある。このため本区の財政においては、特別区民税の大幅な減収が、都区財政調整交付金については原資となる法人住民税の減収による減がそれぞれ想定される。さらに、国の不合理な税制改正等の影響も含め、今後複数年にわたる歳入減が続き、極めて厳しい財政状況に陥るものと見込まれている。

このような中、本区では新型コロナウイルス感染症対策や「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に迅速に取り組んでいくとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越える「新たな日常」を創っていく社会や区民ニーズの変化を的確に捉えた区政運営を進めていく必要がある。

令和3年度の監査業務においては、これら新たな区の課題にも留意しつつ、令和2年度より策定した監査基準に基づき、リスクの重要度に応じた効率的かつ効果的な監査等を行うことにより、さらに監査機能の強化や監査品質の向上を図っていく。また、令和2年度より導入された内部統制制度とも連携しながら事務の適正な管理及び執行を確保するとともに、効果的に内部統制評価報告書の審査に取り組んでいく。

これらの取り組みにより、適正な事務執行の確保や組織及び運営の合理化を図り、住民福祉の向上に寄与することにより、区民からの信頼に応じていく。

2 基本方針

- (1) 本区の事務又は事業について、合規性、正確性だけでなく、経済性、効率性、有効性といった観点も重視して監査等を実施する。
- (2) 監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施する。リスクの内容及び程度の検討にあたっては、監査対象における内部統制の状況について情報を集め、判断する。併せて、内部統制体制の

整備、運用の状況について整理、確認し、内部統制評価報告書の審査につなげる。

- (3) 各種監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、効果的で効率的な監査等を実施する。
- (4) 監査の実効性を確保するため、監査結果に基づく指導、庁内への周知等を的確に行う。また、指摘事項や改善意見に対する措置状況について適切に報告を受け、改善状況を的確に把握する。
- (5) 監査の前提事実や状況の変化又は監査の実施過程における新たな事実の発見等に基づき、必要に応じて監査計画を修正する。
- (6) 監査結果の報告等は、区民にわかりやすい内容、表現により表記し、ホームページ等により速やかに公表する。
- (7) 新型コロナウイルス感染状況及び本区の対応状況により監査の実施を柔軟に見直す。

3 監査等の体制

あらかじめ監査事務局職員による事前監査等を行い、結果を監査委員に報告する。監査委員による事情聴取、実地調査はその報告等を基に行う。

事前監査に当たっては、監査対象の状況に応じ監査資源の配分、監査方法の選択等を適切に行うものとする。

また、工事監査については、専門的知見を有する団体等に技術調査委託を行い、受託先から助言を得て監査を行う。

4 監査等の実施概要

(1) 定期監査

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

財務事務については、監査実績、内部統制の状況等に基づきリスクを評価し、リスクの重要度に応じて効率的かつ効果的な監査に努める。特に、新型コロナウイルス感染症対応による契約、支払等への影響にも留意して監査を進める。

事務又は事業については、区として求められている重要な課題や全庁的あるいは個別的なリスクを考慮して適切な対象を選定の上、問題発生の原因等の確認や必要に応じて解決方法等の提言、指導等を行うなど、業務の改善に向け効果的な監査を実施する。

実施に当たっては、他の監査等とも連携した監査を行うよう留意する。特に、財政援助団体等に関係する財務事務については、財政援助団体等監査とも連携した監査を実施する。

また、内部統制体制の整備、運用の状況について整理、確認することにより、その効果的な運用につなげていくとともに、内部統制評価報告書審査に役立てていく。

(2) 工事監査

工事監査については、計画、設計、積算及び施工等について、主に技術面から工事が適正に行われているかという観点を主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。実施に当たっては、契約金額が高額なもの、落札率が特に高いもの又は低いもの、特命随意契約など、リスクの重要度に着目して、案件を抽出する。

(3) 財政援助団体等監査

監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

実施に当たっては、団体のリスクの状況（経理面、活動実績、区による統制状況等）、区からの支出額、区との関係性等により、団体に対する監査が必要と認められる場合に行うものとする。

(4) 例月出納検査

会計管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。実施に当たっては、決算審査とも連携した検査を行うよう留意する。

(5) 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。あわせて、予算の執行が適正に行われているか確認する。実施に当たっては、定期監査、例月出納検査とも連携した効果的な審査を実施する。

(6) 基金運用状況審査

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効果率的に行われているか審査する。

(7) 健全化判断比率審査

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(8) 内部統制評価報告書審査

定期監査等で得られた知見に基づき内部統制の評価手続及び重大な不備の判断が適切に行われているか審査する。

(9) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、必要に応じて監査する。実施に当たっては、対象として適切な事務を選定の上、特に、経済性、効率性及び有効性の観点を重視して行う。

(10) 住民監査請求

法令の規定に基づき、かつ監査基準の趣旨に鑑み、公正かつ公平に審査及び監査を実施するものとする。

5 監査等の実施時期

- (1) 定期監査 令和3年4月～令和4年1月
(原則として、本庁財務監査については8月までに、施設長に管理職を置かない行政機関及び小・中学校、幼稚園の監査並びに事務又は事業の監査については令和4年1月までに実施する。)
- (2) 工事監査 工事内容に応じ適切な時期に実施する。
- (3) 財政援助団体等監査 必要に応じ、監査計画を策定し実施する。
(令和4年1月以降)
- (4) 行政監査 必要に応じ、監査計画を策定し実施する。
- (5) 決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査
令和3年7月～8月
- (6) 内部統制評価報告書審査 令和3年7月～8月
- (7) 例月出納検査 令和3年4月～令和4年3月 (対象月の翌月)
- (8) 住民監査請求 随時